

# LGBT法

## 連合会

性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）  
に関する取り組みと提言

# 団体紹介・自己紹介

# (一社) LGBT法連合会 とは

(一社) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する  
法整備のための全国連合会 (略称 : LGBT 法連合会)

英語名 : Japan Alliance for Legislation to Remove Social Barriers based on Sexual  
Orientation and Gender Identity (Japan Alliance for LGBT Legislation, J-ALL)

**創設** 2015年4月5日 **設立** 2020年9月1日 **正社員 (賛同団体)** 112団体

## 役員 (1期2年、社員総会の決議によって選出)

代表理事 藤井 ひろみ  
(ダイバーシティ町家)

代表理事 時枝 穂  
(Rainbow Tokyo 北区)

理事 安間優希  
(NPO法人PROUD LIFE)

理事 西本梓  
(SR LGBT &Allies)

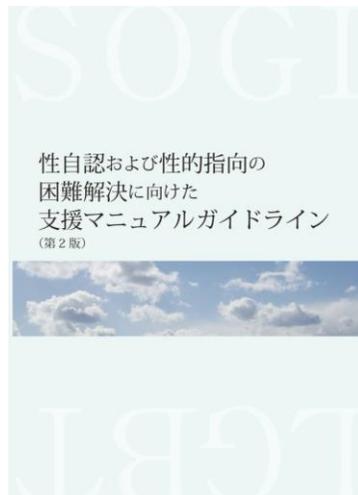
理事 神谷 悠一  
(LGBT法連合会事務局ネットワーク)

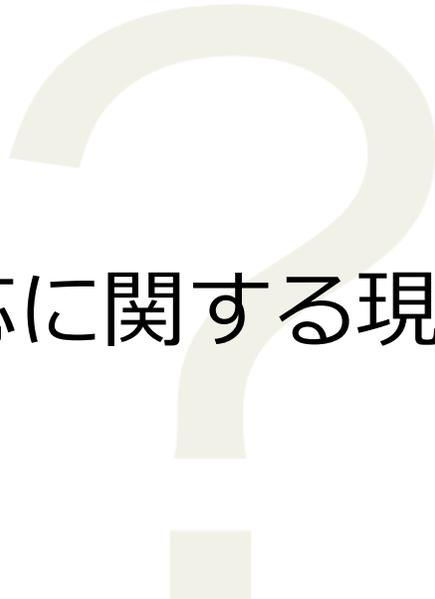
# これまでの主な活動と成果

- ・ 性的指向や性自認に関する困難の整理、周知啓発・情報発信
- ・ 政策提言（主に国政に対して）

- ▷ 2025年3月に性的指向および性自認を理由として、わたしたちが社会で直面する困難のリスト **第4版**（通称：困難リスト）を発表しました。
- ▷ 超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」と連携しています。

## 【出版書籍等】

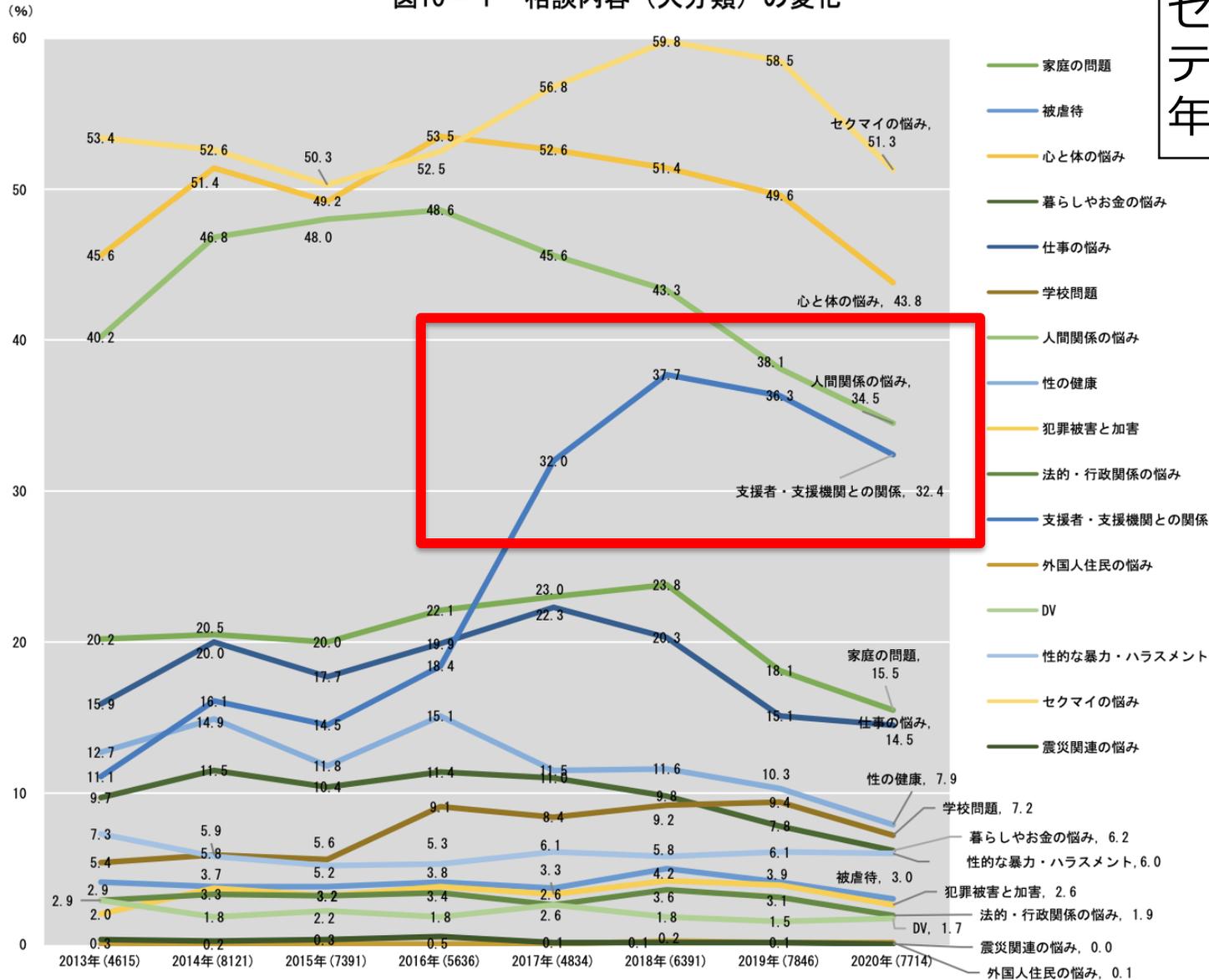




# 相談対応に関する現状と課題

よりそいホットライン  
セクシュアルマイノリ  
ティ専門ラインの2013  
年~2020年の経年分析

図10-1 相談内容（大分類）の変化



出典：一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会,2024,『電話相談にみる性的マイノリティの声と社会的包摂への提言-よりそいホットライン セクシュアルマイノリティ専門回線 最終分析報告書』,p68.

# S O G I 専門相談の現状

	よりそいホットライン (セクシュアルマイノリティ 専門ライン)	SNS相談つながる  にじいろonライン	県・市町の自治体LGBT相談	居場所・コミュニティ の相談
予算	厚労省寄り添い型相談支援 事業補助金	厚労省孤独孤立のための 自殺防止対策補助金	各自治体の予算	NPO向け助成金等
運営 主体	一社) 社会的包摂サポートセン ターから、専門ラインの実施団体 として一社) SOGIE相談・社会福 祉全国協議会が選定され受託	一社) SOGIE相談・社会福 祉全国協議会	地方自治体	民間団体
実施 体制	24時間365日フリーダイヤル の電話相談	365日開設のLINEアプリを 活用したチャット相談	月1回～毎週の匿名の電話・SNS 相談、面接相談	団体ごとによる
相談 件数	年間約15000件受電、 成立約7000件	年間約6500件受信、 成立3500件	各回数件程度のところが多い	事業ごとによる
特徴	専門相談員が対応。原則1 回毎の匿名相談だが、困難 ケースの「つなぎ支援」も 実施	専門相談員が対応。LINEア カウントに紐づいた相談シ ステムだが、困難ケースの 「つなぎ支援」も実施	民間団体(民間支援団体、企業、 職能団体)への委託または相談 員との個別契約。電話・SNSは、 1回毎の匿名相談がほとんど。	SOGI全般の相談の他、 HIV予防啓発、アディ クシヨングループの相 談等もある

# S O G I 専門相談によせられる悩みの特徴と相談者像

## 寄せられる悩みの類型

- 自分はLGBTにあてはまるのだろうか？自分のセクシュアリティをはっきりさせたい。
- セクシュアリティやジェンダーの悩みや辛さについて、共感的に話を聞いてほしい。
- 親や学校・職場の理解、パートナーとの関係性など、人間関係のトラブルをなんとかしたい。
- 身近な地域のコミュニティの情報やジェンダー外来に対応できる医療機関など専門的な情報が知りたい。
- 子どもや配偶者からカミングアウトされ、戸惑っている。

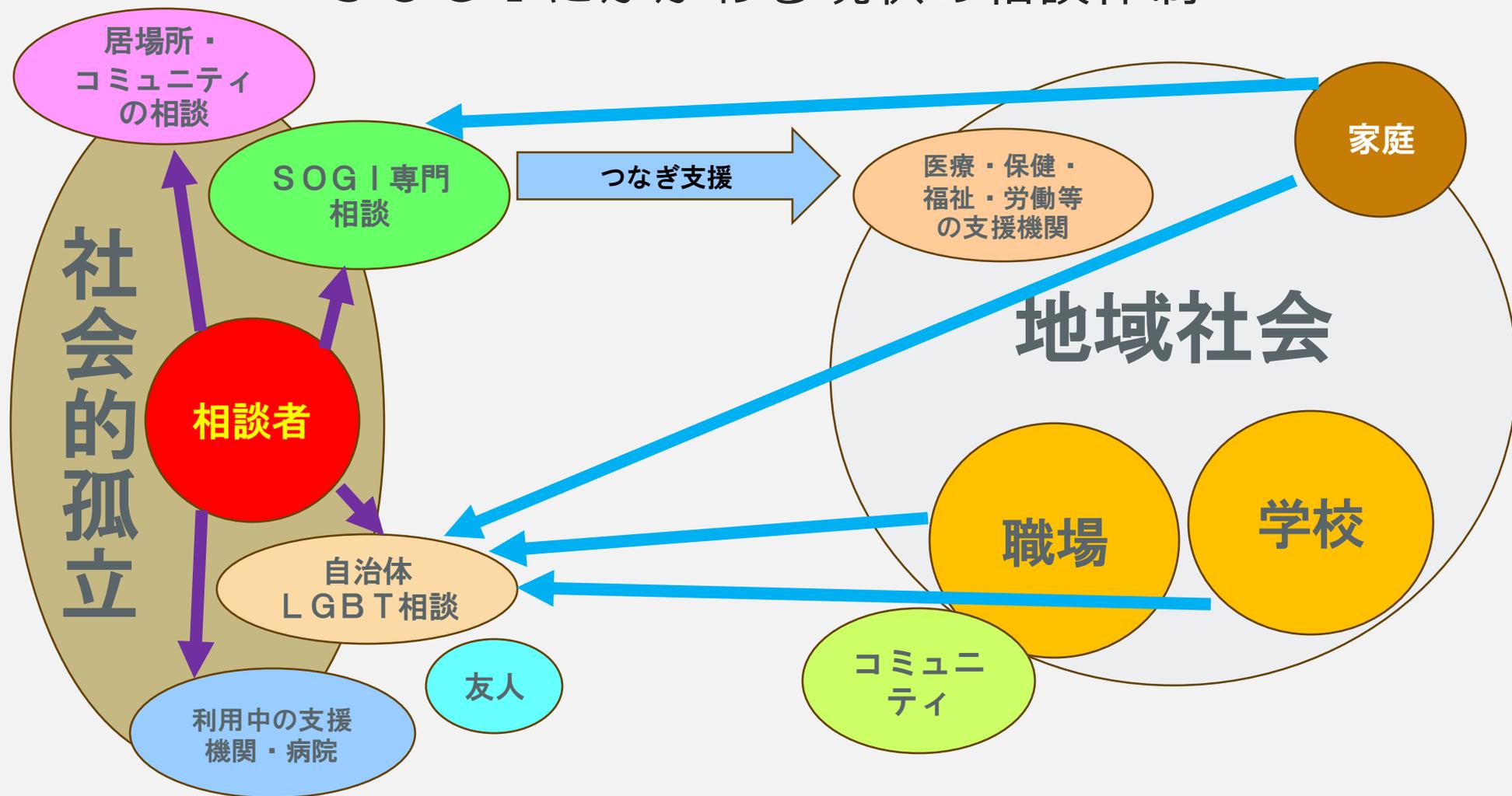
## 相談利用者の特徴

- 身近に相談できる人がほとんどおらず、孤立している。セクシュアリティが受容されず家族と関係不調であったり、カミングアウトを避け疎遠になっている。インターネットなどを利用することが苦手で、情報アクセスが困難な場合も。
- セクシュアリティの悩み単独ではなく、障がいや生活困窮など、複合的な課題や悩みを抱えている。依存症や性暴力の被害、虐待やDVなどの問題が背景にあることも多い。
- 生活問題や就労など、他の課題ですでになんらかの支援機関につながっているが、うまくいっていない。相談機関に不信感を持っていたり、コミュニケーションに課題がある。

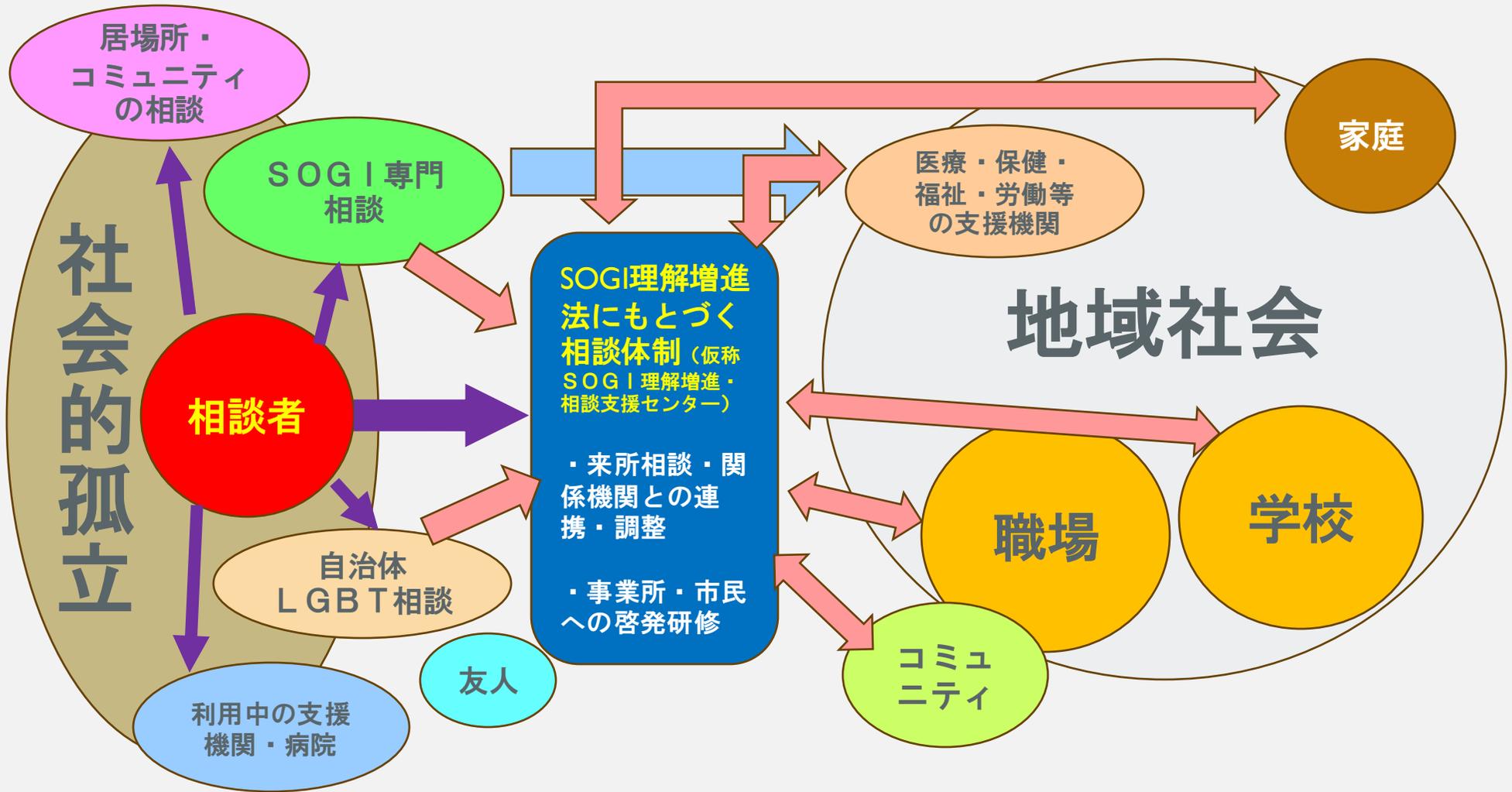
## つなぎ支援の事例

- 発達障がいのある一人暮らしのトランスジェンダー女性。就労支援B型に通所。
- 実家からの経済的支援で一人暮らしをしていたが、送金が途絶え、経済状況が悪化。生活保護申請のため福祉事務所に行ったが、職員から性別について否定的な発言をされたと感じ、申請できなかった。
- SOGI専門相談機関は、通所している事業所に連絡をとって生活保護申請の必要性があることを確認したうえで、福祉事務所に同行し、福祉事務所と相談者のコミュニケーションを支援した。

# SOGIにかかわる現状の相談体制



# SOGI理解増進法に基づき求められる相談体制



# その他理解増進に関する周知について

- 生活困窮窓口等、行政窓口担当者の相談可能な体制の整備  
→SOGI専門の窓口だけでなく、  
各種窓口もSOGI課題の支援者である自覚が必要
- アウティングに対する対応と防止のための周知啓発の好事例  
→東京都豊島区男女共同参画苦情処理委員の意見表明書  
(2020年12月10日)  
→カミングアウトとアウティングが異なるという理解の重要性  
→事業主が取り扱う各種資料における性別欄の精査について  
→男女共同参画を実施しない言い訳とさせない重要性
- 防災分野における周知啓発について



# 提言 1 事実婚関連法令における取り扱い

1. 「法律及び政令における『事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』と同一又は類似の文言を含む規定での同性パートナーの取扱いについて」早期の結論を得るよう、検討を加速化する。その際「偏見等に基づく解釈」を排する。同性パートナーが含まれない結論となった場合はその根拠を明らかにする。同時に、「夫（未届）」「妻（未届）」と記載された住民票を自治体が同性カップルにも発行できるとの見解を国が示す。

## 提言2 基本計画・指針について（全体として）

2. 基本計画・指針の策定にあたって下記を踏まえたものとする。

（1）第3条の基本理念に則った内容とする。

（2）SOGI理解増進法の目的は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進」であることから、そもそも「性的指向」や「ジェンダーアイデンティティ」が自分の意思では変えられず、選択できないという科学的知見を、理解増進施策全般の基礎に置く。

（3）この間の最高裁判決、こども大綱、国会におけるトランスジェンダーに関する総理答弁を基本計画や指針に盛り込み、周知・啓発する。

\*（3）の具体的な内容

- ・最高裁判所が「性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けること」が「重要な法的利益」であると判示したこと
- ・こども大綱に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。」と明記していること

・岸田前総理による2024年3月15日参議院予算委員会における下記の答弁

「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別や偏見は許されないものであり、もとより自己のジェンダーアイデンティティを否定されるようなこともあってはならない。」「合理的な理由なく、ジェンダーアイデンティティを理由に特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならない」「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別や偏見、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかなければならないものであると認識をいたします。」

# 提言 3 基本計画・指針策定における 国の施策について

## 3. 国の施策について（法4条及び10条1項関係）

- (1) 福祉・医療分野における相談体制の整備のための理解増進を重点的に進める。その際、性的指向・性自認に関するハラスメントが虐待に該当し得るとの答弁が出ていることも含めて啓発、研修を進める。
- (2) 海外の先駆的な取り組みを参照、取り入れるために、関連する国際会議に積極的に参画するとともに、世界銀行やアジア開発銀行の取り組みを念頭に開発途上国に向けた国際協力等における取り組みを進める。
- (3) 内閣府「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」を改めて周知し、各府省庁や、地方自治体、企業の取り組みを促進する。その際、既存統計においても性的指向・ジェンダーアイデンティティの観点を取り入れ、格差等が把握可能な統計整備について進める。

# 提言 4～6 基本計画・指針策定における 地方公共団体、事業主、学校設置者の施策について

## 4. 地方自治体について（法5条および10条1項関係）

（1）福祉・医療分野における相談体制の整備のための理解増進を重点的に進める。その際、性的指向・性自認に関するハラスメントが虐待に該当し得るとの答弁が出ていることも含めて啓発、研修を進める。また、生活困窮窓口など、各種行政の窓口においても、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）と複合する困難に対応可能な体制を整備する。

## 5. 事業主（企業等）について（法6条1項および10条2項関係）

（1）調査研究の結果や裁判例、事業主の先駆的かつ有効な取り組みを指針として示し事業主を支援する。

## 6. 学校設置者について（法6条2項および10条3項関係）

（1）SOGI理解増進法に基づく教育を実施するため、学習指導要領改訂にあたり、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）の理解増進に関する教育内容を盛り込む。

（2）労働施策総合推進法において、いわゆる「アウトティング」がパワーハラスメントに当たり得るとされている点を踏まえ、『生徒指導提要』の「当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要」（p.265）の記述等を修正する。<sup>16</sup>